



国海安第104号  
平成19年12月7日

社団法人日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山誠一 殿

国土交通省海事局  
安全基準課長 安藤 昇



海洋汚染等海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の制定について

標記につきまして、下記省令が平成19年11月1日付けで公布されましたので、その概要及び関係資料を送付致します。つきましては、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第86号）

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の 一部を改正する省令案について

平成19年9月  
総合政策局  
海事局

## 1. 改正の背景

廃棄物の海洋投棄の規制を強化するロンドン条約96年議定書を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第62号）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第282号）（以下「改正法等」という。）が平成19年11月上旬に施行する予定である。

今般、改正法等の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）等について、形式的な改正を行うこととする。

## 2. 改正する省令

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則
- (2) 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）
- (3) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）

## 3. スケジュール（予定）

公布 : 平成19年10月上旬

施行 : 平成19年11月上旬

(ロンドン条約96年議定書が我が国に対して効力を有する日)

二百八十二号)の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年十月十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の十七の二第一項中「第十九条第一項」を「第十八条の四第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第十九条第二項」を「第十八条の四第二項」に改める。

第十二条の十七の三中「第十九条の二第一項」を「第十八条の五第一項」に改める。

第十二条の十七の五中「第十九条の二の二」を「第十八条の六」に改める。

第十二条の十七の六中「第十一條の七第一項」を「第十一條の十第一項」に、「第十一條の七第二項第一号イ」を「第十一條の十第二項第一号イ」に改める。

第十二条の十八第三号イ中「第十一條の七第二項第一号」を「第十一條の十第二項第一号」に改める。

第三十七条の十四中「第十一條の六」を「第十一條の九」に改める。

(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第十六号中「第十一條の七第一項」を「第十一條の十第一項」に改める。

(海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第三条 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一條中「第十一條の四」を「第十一條の七」に改める。

附 則

この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第八十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第六十二号)及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第

二百八十二号)の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。